

平成29年度 入札監視委員会審議概要

中国四国防衛局

開催日及び場所	平成29年6月27日(火) 広島合同庁舎4号館1階共用12号会議室
委員	森嶋 久雄 (委員長/不動産鑑定士) 伊藤 博文 (委員長代理/税理士) 谷村 吉弘 (客員研究員) 田邊 尚 (弁護士) 川西 澄 (大学院准教授)

I 建設工事等に関する審議

審議対象期間	中国四国防衛局 平成29年1月1日～平成29年2月28日		
審議対象件数	35 件		
1. 入札状況について (参加資格の設定、指名及び落札決定の経緯等について)			
抽出件数	9 件	(審議概要) 「抽出案件」 ・建設工事 ・建設コンサルタント業務等 「報告事項」 ・低入札事案について ・不調事案について ・指名停止等の措置状況について	
建設工事	一般競争(政府調達協定対象)		1 件
	一般競争(政府調達協定対象外)		4 件
	公募型指名競争		0 件
	指名競争		0 件
	随意契約		0 件
建設コンサルタント業務等	4 件		
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【抽出案件】 ○建設工事 【一般競争入札】(政府調達協定対象) 《陸自美保(28)格納庫新設建築その他追加工事》 ・本件は、「1者応札」かつ、「高落札率」であるが、その理由はどのようなことが考えられるか。 ・元工事の入札参加者数と落札率について説明されたい。	・本件は格納庫の新設工事であるが、当初予算の不足により、元工事で「躯体工事」を、追加工事で「内装工事」を発注した。積算価格の算定に当たり、元工事と追加工事を合算して経費計算を行うため、追加工事単体で計算するよりも経費は安価となる傾向がある。これは一般的な追加工事の積算手法であるため業界では周知の事実であり、元工事の受注者以外は追加工事の入札参加を敬遠しがちである。結果として1者応札となり、元工事の受注者が受注したものである。 ・9者の応札があり、落札率は90%であった。元工事の受注者は精緻な積算ができると共に、現場も熟知していることから積算の精度が上がり、結果として追加工事の落札率も上がったものと思われる。	

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・本件の様な発注形態の場合、元工事と追加工事を合算で計算することにより経費部分が圧縮されているという理解でいいか。</p> <p>・追加工事を予定している場合、追加工事があることと、その内容は事前に元工事の入札参加者に伝わっているのか。</p> <p>・評価点及び評価値について説明されたい。</p> <p>【一般競争入札】（政府調達協定対象外） 《美保（28）駐機場新設土木工事(その1)》</p> <p>・2者が入札の意思を表明しているが、1者は辞退し、1者応札となっている。辞退理由は承知しているか。</p> <p>・予算の年度内執行等の必要性は理解するが、公告時期を変更することはできなかったのか。</p> <p>・入札を取り止めるという選択肢はあるのか。</p> <p>・完成時期の変更はあり得るのか。</p> <p>・入札回数に制限はあるのか。</p>	<p>・概ね、貴意の通りである。</p> <p>・図面にその旨を記載しているので、入札参加者は承知している。</p> <p>・評価点は「技術提案」及び「工事全般の施工計画」で構成されている。 「技術提案」は、局側が工程上の制約などのテーマを設定し入札参加者に具体的な提案をして頂く。 「工事全般の施工計画」は、施工計画の策定にあたりどのような工夫をするのかという点で具体的な提案を頂く。 これらの提案を採点し、「基礎点」と「施工体制評価点」を加えた合計を入札金額の億の単位の金額で割ったものが「評価値」である。</p> <p>・辞退した者は、入札参加意思表示後に、東日本大震災にかかる舗装工事の談合事件により営業停止処分を受けたため、本件の入札参加を辞退したと承知している。</p> <p>・営業停止は、12月から1月及び1月から3月の2回に分けて複数者の処分があった。年度内の契約や、必要となる工期を勘案すると遅くとも12月には公告する必要がある、公告時期を変更することは困難であった。</p> <p>・入札不成立であれば、入札を取り止めることはあり得る。今回は入札参加者との価格も折り合っており契約に至った。工期的に考えても取りやめは困難であった。</p> <p>・今回の事業は、新規部隊の受け入れのためのものであり、完成時期の遅延は部隊運用への影響が大きいと思料する。</p> <p>・入札回数は原則として2回までであるが、金額差が小さい等の理由があれば3回目以降も行うことがある。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【一般競争入札】（政府調達協定対象外） 《見島（27）局舎等新設電気その他追加工事（その2）》 《松山（28）保管庫新設電気その他工事》 《岩国飛行場（H27）倉庫新設電気その他追加工事》</p> <p>・3件とも1者応札であることに加えて、電気工事の案件は複数者が応札していても落札率が高い。電気工事の特性として何か理由があるのではないか。また、追加工事であることも1者応札の要因か。</p> <p>・前に説明のあった、「元工事と追加工事を合算で積算することにより経費が安価になる積算手法」は、工事現場の実態に適合しているのか。</p> <p>・追加工事は現場の状況により派生的に起きた工事なのか、あるいは当初から予定されていたのか。</p> <p>・「追加工事は元工事の受注者が受注する」という業界の慣例があるのでは無いか。</p>	<p>・見島の事案は、工事場所が離島であり、工事業者がおらず、電気技術者や資材は萩市内から船舶での輸送が必要となるという要因により参加者が少なかったと考えている。このことから、一般的な資材・労務単価の適用が不適当なので、「見積活用方式」の対象工事として積算を実施したことが高落札率の一因ではないかと考えている。更にご指摘の通り、追加工事であることも1者応札の一因と考えられる。</p> <p>・松山の事案は、当時地元業者に聞きとりを行い、大規模な工事の発注が重なり、下請業者等の確保が困難であったとの情報を把握している。</p> <p>・岩国飛行場の事案は、追加工事であることが1者応札の要因であったと考えている。高落札率については、単価等が公表されていることから、精度の高い積算が可能であったと考えている。</p> <p>・電気工事全般の特性として考えられることは、2020年の東京オリンピック開催により、大手設備業者は技術者を関東に集中させており、建設現場での人手不足が深刻であるという情報がある。このため、地方においては、工事の不調不成立も数多くあり、結果的には高落札率で受注するという傾向がみられる。このことから、2020年迄は、このような傾向が続く可能性があるかと憂慮している。</p> <p>・一般的に、元工事の施工中に追加工事が発注されるので、元工事の仮設物等はそのまま使用できるため、経費が安くなるのは妥当と考えている。</p> <p>・元工事の発注時に予算の制約で完成ベースで発注できなかったもので、予算の都合上、追加された工事である。</p> <p>・ご指摘の通り、追加工事は元工事の業者が受注する傾向があり、1者応札となることが多いが、他の業者が落札することもある。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・見島は離島のため慣習的には他の業者が手を出しにくいのか。</p> <p>・岩国の元工事の入札参加者数及び落札率について説明されたい。</p> <p>・追加工事による場合と設計変更による場合はどのような考え方の違いがあるのか</p> <p>・元工事の受注者以外の業者が追加工事を受注することはリスクが高いのではないか。</p> <p>・追加工事を計画する理由がどのようなものがあるのか説明されたい。</p> <p>○建設コンサルタント業務 【一般競争入札】 《岩国飛行場(H28)防衛施設整備(運用地区等)統合監理業務》 《岩国飛行場(H28)防衛施設整備(コミュニティ地区)統合監理業務》</p> <p>・それぞれの案件が1者応札、高落札率であるため、その理由としてどのようなことが考えられるのか説明されたい。</p> <p>・さらに、同時期、同じ場所の発注であるが、一箇所の案件を「運用地区」と「コミュニティ地区」の2つに分割して発注し、それぞれを違う業者が落札しているため、棲み分けが働いたのではないかという疑念が生じる。分割発注とした理由等を説明されたい。</p>	<p>・一般論としてはそのように考えている。</p> <p>・元工事の入札参加者は4者であり、落札率は約97%である。</p> <p>・予算の制約で発注できなかった残工事を発注する場合は追加工事となる。また、元工事に計上している工種に増減が発生した場合は設計変更となる。</p> <p>・工事完成後の工事目的物に不具合が生じた場合、元工事の問題なのか、後工事の問題なのか、責任の所在が曖昧になるというリスクが考えられる。</p> <p>・大きく分けて2通りあり、1つ目は当初から2期等に分割する計画で予算要求している場合、2つ目は経済状況の変化などにより積算価格が高騰し、予算不足が生じた場合が考えられる。</p> <p>・統合監理業務は、コンストラクション・マネジメント方式と呼ばれるもので、米軍再編工事实施のため、事業全般の計画及び工事調整の支援を行うものである。総合的・横断的な工程管理が必要なので建設・土木・設備等の各職種の業務を分割せず、全ての職種を包含した大きな発注ロットで発注を行った。本件では10名程度の技術者を約12か月間現場に常駐させることから、企業1社での対応が困難と予想されるためJVでの参加を可能とした。このため、履行可能なJV1社での参加になったものと考えられる。予定価格についても、単価等を公表しているので高落札率になったものと考えられる。</p> <p>米軍の運用に関連する地区が運用地区、米軍家族住宅等の生活に関連する地区がコミュニティ地区である。それぞれが大規模な業務であるため、2地区を一括しての発注とすると、20人程度の技術者が必要となり、1者では受注困難と判断して2地区に分割発注している。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・工事も分かれているのか。</p> <p>・本件はほぼ人件費のみだが、そうなると計算上の競争性はあまりないであろうと考えるが如何か。</p> <p>・契約において重要案件は、価格は関係なくて技術評価を重視するという事か。</p> <p>【一般競争入札】 《岩国飛行場(H28)ターミナル地区駐機場整備等土木工事監理業務》 《岩国飛行場(28)飛行場雨水排水(1502)等工事監理業務》</p> <p>・数字だけ見れば本件受注企業の落札案件は概して落札率が低い。監理業務は積算方法が簡易であり、業者側もほぼ積算価格が分かっているのではないか。こういった中で本件は8割前後の価格で安くなっているのは何故か。</p>	<p>・工事は更に細分化されている。本件はその全体を見る業務であり、複数の工事が狭いエリアで輻輳しているため、統合監理が必要になる。</p> <p>・労務単価及び計算方法等は公表されているので、落札率は高くなると思われる。結果として、応札会社側が経費をいかに安価に出来るかという部分での競争になる。</p> <p>また、本事業は24年度からの継続事業であるが、通常工事の監理よりも技術力の高い監理が必要となるため、24・25年度は簡易プロポーザル方式により技術提案で点数をつけて1社に特定し、随意契約を行っている。24年度に契約した会社は、現場でのノウハウもあり、25年度も継続して受注したものと推察される。26年度以降は当局の運用基準が変わり、総合評価方式での契約に変更したものであるが、現契約者の有利性が高いことから、継続受注になったのではないかと思われる。</p> <p>・現在は技術力のある会社が有利になる。</p> <p>・本件受注企業は27年度に4件、28年度に5件の入札に参加している。27年度の4件は当該企業を含め2または3者が入札参加をしており、当該企業が4件とも77%程度の率で落札している。28年度の5件は当該企業を含め2者ずつの入札参加があり、当該企業は3件について79%程度の率で落札している。</p> <p>予定価格は単価や計算方法も公表されている事からある程度予想は可能であり、配置予定の技術者について社内の状況を踏まえ、どれくらい安く受注できるか社内検討して札を入れているものと思う。当該企業は工事監理を主体とする会社だが、受注できなかった場合、予定していた技術者の行き場がなくなるため、企業努力により確実に受注できるような競争力のある価格で落札しているのではないか。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各社の評価点は固定しているのか、案件毎に変わるのか。 ・本件受注企業のみで無く、もう1社も同じような入札価格であるが、どのように考えているか。 ・先程の統合監理業務とは違うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価点の内、企業の実績と能力はほぼ固定しているが、予定技術者の経験能力は案件毎に監理技術者が異なるので、点数も案件毎に変わってくる。業務の実施方針、工程計画も各案件で違うため点数も変わってくる。 ・技術者の人工や経費計算の方法は積算基準で決まっており、単価も公表されている。更に調査基準価格の計算方法も決まっているため、両社とも調査基準価格付近まで諸経費を圧縮したものと推察される。 ・統合監理業務の方は10人以上の技術者が必要であり、技術的な難度も高いが、本件は単独工種数件程度の普通の施工監理業務である。

	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	【報告事項】 ○低入札事案について（0件） ○不調事案について（5件） ○指名停止等の措置状況について（2件）	・なし ・なし ・なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0件	(審議概要) なし
工 談合情報	0件	
事 点検結果疑義	0件	
業 談合情報	0件	
務 点検結果疑義	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	なし	なし
○委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

3. 入札結果の事後的・分析結果について		
審 議 概 要	なし	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問	回 答
	なし	なし
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし	

4. 再苦情処理（再説明請求回数）					
再苦情申立件数 (再説明請求件数)		総件数	0 件	(備考) なし	
建 設 工 事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	公 募 型 指 名 競 争		0 件		
	指 名 競 争		0 件		
	随 意 契 約		0 件		
建設コンサルタント業務等			0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)		申立日	件 名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意 見 ・ 質 問		回 答		
	なし		なし		
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし				

II 契約実施機関が締結する契約（建設工事等を除く。）に関する審議

契約実施機関：中国四国防衛局

審議対象期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日	
審議対象件数	387件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）		
抽出件数	5件	（審議概要） 抽出案件 ・一般競争契約
一般競争	5件	
指名競争	0件	
随意契約	0件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【抽出案件】 【一般競争契約】 《航空機騒音自動測定装置等保守点検及び精密騒音計検定委託業務》 落札率：98.57%</p> <p>《航空機騒音自動測定装置の設置等》 落札率：98.68%</p> <p>《航空機騒音自動測定装置の設置等》 落札率：99.11%</p> <p>・いずれの案件についても契約業者が落札率が約100%、一者応札の形で落札しているが、仕事の特殊性なども含め、事情を説明して欲しい。</p> <p>・契約業者以外の企業は入札に参入しづらいという事情はあるということか。また、発注側としては契約業者以外に受注して欲しくないといった思いはあるのか。</p>	<p>・当初、測定器を設置するに当たり、一般競争入札を実施したところ契約業者が落札しており、測定器を扱っている企業はそれほど多くないということや、市場にあまり流通していない測定器ということもあり、一者応札になったものと思われる。また、予定価格の作成にあたっては、各社見積もりや物価資料等から単価を引用しており、契約業者のものも引用している。一社応札の場合、契約業者の見積書も参考としていることから高落札率となっていることが考えられる。</p> <p>・契約業者製の測定器を設置したことにより、他企業にとっては幾分か参入しづらいといった事情はあるかもしれないが、他社からも見積もりを提出してもらっている以上、必ずしも契約業者しか受注できないものではないと考える。また、契約業者は従前から本件の受注を行っている実績があるため、契約業者が落札した場合、実績に基づく安心感というものはあるものの、業務内容は仕様書で定めており、仕様書を熟読した上で業務をこなせると判断する業者が受注すると考えていることから、他企業の落札についても、特に意識していることはない。</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>・測定器の購入について、2台は点検しているようだが保守点検とは違うのか。</p> <p>・中四局では契約業者製以外の測定器を保有しているのか。</p> <p>【一般競争契約】 《駐留軍等労働者の定期健康診断及び特殊健康診断の業務委託》 落札率：99.71% 応札者：3者</p> <p>《駐留軍等労働者の雇用前健康診断等の業務委託》 落札率：94.53% 応札者：2者</p> <p>・定期健康診断について、継続して外部委託している案件であると思われるが、応札業者が複数であるにも拘わらず落札率が高い。落札業者が継続しているなど、既得権が入札に有利に働くなどの理由があるのか。過去の入札状況も含めて知りたい。</p> <p>・健康診断の実施場所は米軍基地内の病院等使用し、機材等も病院のものを使用しているのか。</p> <p>・健康診断は、米軍基地で働く日本人従業員か。</p> <p>・雇用前健康診断の入札状況調書の施行場所の記載について、「仕様書のとおり（B社広島生活習慣病・がん健診センター）」と記載されているが、この記載では、最初からB社ありきということになってしまうが、そうなのか。</p> <p>・今回、測定器の設置・保守点検及び駐留軍労働者の健康診断について委員会の審議対象としたが、そもそも、過去の入札の実績や経緯が分からないこともあり、毎年審議対象としていたように感じる。可能であれば、予め過去3カ年くらいの入札実績を整理しておいてもらうのがよい。</p>	<p>・保守点検は毎年、年間3回実施しているが、今回の購入に伴う点検2台は、保守点検とは別に計量法に基づく5年に1度の検定を受けたものである。</p> <p>・保有していない。</p> <p>・定期健康診断については、平成24年度から平成28年度までA社が落札している状況。応札業者数は、平成24年度から平成27年度までが2社、平成28年度が3社となっている。一般的な健康診断の内容であり、特定の業者が有利になるものとは思えない。</p> <p>・実施場所は、基地内の教会のホールを使用させていただいている。また、A社の検診車を3台基地内に持ち込むとともに、機材等についてもA社が基地内に持ち込んで健康診断を実施している。</p> <p>・そうである。</p> <p>・これは誤記である。入札状況調書は契約後に作成する書類であるため、履行場所に「B社」の記述をしてしまった。よって、正しい記述は「仕様書のとおり」である。仕様書には履行場所は、JR岩国駅から公共交通機関等を利用し、概ね1時間以内の場所で行うことができることとしている。</p> <p>・了解した。</p>

2. 談合疑義案件の処理状況について		
談合疑義件数	0 件	(審議概要) なし。
談合情報	0 件	
点検結果疑義	0 件	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問	回 答
	・なし。	なし。
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。	

3. 再苦情処理（再説明請求回数）				
再苦情申立件数 (再説明請求件数)	総件数	0 件	(備考) なし。	
一般競争		0 件		
指名競争		0 件		
随意契約		0 件		
再苦情申立概要 (再説明請求概要)	申立日	件名	契約方式	内容等
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等	意見・質問		回 答	
	なし。		なし。	
○委員会による 意見の具申 又は 勧告の内容	なし。			